#### 水 ッブスと自然法思想



太

田

П

夫

## 自然法思想の本質

まうからである。 自然法思想の基底によこたわつており、自然法思想の歴史的諸形態はその本質のあらわれたものとみなければならな ている思想家、その時代、そのうしろにしる世界觀の相違が、自然法の内容そのものを、まつたく別なものとしてし この自然法の思想は古くギリシァに發生し、ローマに傳えられ、中世から近世をつうじて發展した思想の流であつ したがつて、その内容や意味はかんたんに規定することはできない。同じように自然法といつても、それを考え すなわち神の永遠の法があり、それは人間のすべての生活の規範であると考えるのが自然法の思想である。 しかし自然法思想には、これらの區別にもかかわらず、ある本質的なものがあり、それはすべての

性を意味する。自然法は神の法であるといわれ、また理性の法であるともいわれるのはこの理由によるものである。 自然法思想における自然は、 神と自然との一致はあらゆるものにおいて直接に神を見るパンスィイズムの理論であつて、 今日の自然科學の對象としての自然を意味しない。それは神を意味し、 キリスト数では またそれは理

いものである。

ホップスと自然法思想

**2**\*\*

12

がら同 あるけれども、 味であり、まつたくちがうものならば同じものであるとはいえないのであるが、自然法思想では、これらを區別しな 法思想の中心思想の一つである。この三つのものがまつたく同じものであるなら、三つのものの名をあげるのが無意 は單に現世の法である諸都市の法を超越することになる。すなわち自然法は實定法に對して規範法としての性格をも りパンスィイズムの思想に支えられる。 それはもはや成立しない。自然と理性との一致は、神と自然との同一視からひきだされる結論であつて、これもや つの概念はそれぞれ多くの意味をもち、 したがつてまた道徳的であり、 一視したのであつて、ここに、 なお宇宙を支配する神であり、 また宗教的でもあつたのである。 自然法の複雑な性格がかくされているといえる。 その相互の關係はさらに複雑な意味をもちうるからである。 しかもこの自然法思想の根柢にあると考えられる神はパンスィイズムの 神の支配は現世と來世に分けられるから、 このような、 神と自然と理性との同一 なぜなら神・自然・ 神の支配の法である自然法 視は自然

の法である自然法が存在するということは、 スト教の神のそれに移ることによつて、 底にかがすることが主張される。 現實に、 自然法思想の歴史をみるときに明らかになるように、 法であるといわれることから、 自然法思想はその內容を變更する。しかし、 そのままうけつがれる。そして全自然法思想史をつらぬいて、 ストア哲學のパンスィイズムの神の槪念か それにもかかわらず、 自然法の 神の永遠

人間的に解釋されるようになり、

したがつて理性をつうじて人間は神の秩序をしることができるようになる。

ただちに人間理性を意味しないけれども、

のちに理性はしだ

哲學

初期自然法では理性は、宇宙論的であつたので、

神の自然的秩序である自然法は、

人間理性をつうじて人間に開

示され

482

てくる。 の體系が人間的體系になるにつれて、この傾向はさらに强くなつてくる。理性は人間性 (Humanity)の意味になつ

的には自然を單に解釋(interpret)することにとどめられており、この場合には、かれらは自然の背後に神を見ていい(1) 的な本質を意味するようになつてくる。この場合には神の思想は後退してゆく。この自然法の人間化は、自然法思想 たからである。 ける自然と、自然哲學の自然とは、原理的にもすこしも矛盾せず、容易に結びつくことができたのである。自然哲學 められてゆく。ことに十六・七世紀の自然科學は、まだ自然哲學とよばれるべき段階にあつたので、自然法思想にお の前提をゆるした上で、内容的には、神の命令の内容がなんであるかを問題としないで、人間の現世的な、また内在 における自然思想と近代的自然科學の自然思想とが直接に結合することによつて、ますます人間的な方向におしすす 理性の意味が宇宙論的なものから、 方法論的には人間的方法であるところの實驗・觀察・機械論的解釋によつて發展させられたけれども、 人間における自然的なものは、すなわち人間性は、理性的なものと考えられるようになる。 人間の内側から眺められるようになつてくれば、 このように人間的なものになつてくるのにつれて、また自然の意味も變つてく 形式の上では、自然が神と同一であるという自然法思想 人間における自然的 形而上學

おおいに注意する必要がある。 これに對して傳統的自然法思想は古典的自然法思想とよぶことができる。近代的自然法と古典的自然法とはともに、 しかし、自然がこのように近代化されることに應じて自然法における自然の意味が本質的な變更をうけたことは、 近代的自然科學と結ばれた自然法思想は、近代的自然法思想とよんでよいであろう。

ホップスと自然法思想

法は新しい人間的社會を創造したのである。この意味の近代的自然法に對して決定的な役割をホッブスの自然法思想 然法はさらにすゝんで、現實の新秩序の創造者となる。自然科學は新しい自然的世界を創造したが、同じように自然 思想においては現實の否定となつて現われたが、近代思想では、 なものに平行して存在させられる。平行させられるばかりか、むしろ前面におしだされる。自然法の規範性は古典的 近代思想では人間の未來的生活は否定はされないけれども、現世的生活がそれ自身の原理をもつものとして、 といわれるのである。古典的自然法思想では、ことにストア哲學の場合には、人間の現世的生活はむしろ否定される。 把握される。その内部にはすでに數學物理學的な秩序が存在している。そしてこの人間的秩序の背後に神が存在する 典的なものから區別される。近代的自然法にとつても神は存在する。しかし自然は一つの人間的全體として對象的に 背後にただちに神の秩序を見ようとするのに對して、近代的自然法は、數學物理學的方法によつて自然を見、 神の永遠の法である理性法の實在を確信する點で同一思想にぞくするが、古典的自然法が觀想的に自然を見、 つて人間をもこの方法によつて把握し、このようにして把握された自然を、自然として見ようとすることによつて古 現實の秩序の原理として現われる。 近代思想では自 したが

とともに、 それはなおローマの法學とも結びつき、 テレスにおいて見られ、 八間のこの新しい見方によつて、 ストア哲學的地盤からキリスト教的地盤にうつされ、キリスト教の神の支配の思想とも結合したのである。 ストア哲學において發展し、 自然法の原理である理性の意味も變つてくる。さて、自然法思想はすでにアリス ローマ私法の諸概念とも結合した。自然法の全發展をつうじて理性が自然法 ローマの哲學者によつてさらに研究され、 キリスト教の成立

はもつていたのである。

ホップスと自然法思想

學者や思想家たちの問題ともなつてきたのである。 對抗した。この問題をもふくんで、十六世紀以後自然法は法律家・法學者・神學者などだけの問題ではなく、今や哲 ざるをえない立場になつてくる。ここで自然法思想の内部で、教會が問題となつてきたのである。教會もまたこれ のである。自然法が自然の光の現われであるとする新しい理論は、自然法を神聖秩序とする古い理論に當然に對立せ せているだけで、正確な内容を示していないが、この思想の發展によつて、自然法はまつたく新しい意味をえてくる あり、教會の秩序に對する、 も意味している。人間理性の自然の光を尊重することは、十六・七世紀の哲學の主導的な傾向であつて、デカルトや ちがつた二つの分野がひらけたことになる。同じ自然法に對するこの世界觀の相違は古い世界と新しい世界との對立 想家たちは、「人間理性の自然の光」の現われとして自然法を見たのであるから、思想史的にみればここで根本的に(2) には區別された。十六世紀のカトリックの學者が神聖なる現實の計畫として自然法を研究したのに對して、 の基底にあることはすべてのものに承認されていたが、キリスト教的理性と、世俗的概念としての理性とは、 ロックの哲學にもわれわれは同じ思想と表現とを見つけることができる。 について以上のように簡單にのべたあとで、自然法の内容の説明にうつろう。 世俗的秩序でもある。 人間理性または自然の光そのものがここではまだ新しい方向を見 理性の新しい意味がこの新しい動きを導いている。 自然の光はいわば天の光に對する地の光で 自然法の本質 自然法思

# 2 自然法思想の歴史的發展と近代的自然法思想の課題

ア哲學では自然法の支配する神の國 (city of God)が人類の眞の國であると說かれている。この神の國は古い

6

然法思想家によつていだかれていた。 重と人類の平等の理念はすでにここに十分に明らかにされている。 歴史的・現實的國家をこえるコスモポリスであり、そこではすべての人間は理性的動物として統一される。 (Unity of mankind)の意味である。このように平等な個人の、 神の支配による單一の世界國家の構想が初期の自 人間性(Humanity)はこの意味では人類の統 個人の奪

主として契約についての商法的關係に限定されていた點で、區別される。自然法は一般的な法的理想を意味していた(マ) からである によつて人類に課せられた法の意味をもち、jus gentium とは、それが共通法の意味をもつていたにもかかわらず、 キケロの時代には法は jus civile, jus gentium, jus naturale の三つに分けられ jus naturale は共通の人間性

ある。 の言葉で論じたのである。自然法思想と政治哲學とが新しい形で結合される。 の教會の思想を支配した。政治哲學と神學との關係を論じた十六世紀の神學者たちは、(6) として、純粹な法である絕對的自然法と、樂園をおわれた人間のための相對的自然法とを區別し、後者においては國(5) をここでさらに明らかになる。Suarez がその中では異彩を放つている。 家・財産・奴隷をも認めている。 ローマ自然法はキリスト教會の傳統に流れこむ。初期の教父たちは、樂園を追われた人類は純粹に自然的ではない なお神自身によつて制定された人類の實定法が存在するという聖トマス・アキナスの自然法思想は、 この相對的自然法の思想が中世の教會で保持され、近代思想にまでつながるもので 前にのべた自然法思想と教會との關係 また政治哲學の問題を自然法 かれ以後

教會の側の自然法思想に對して、 なおそのほかにローマ法の學者の自然法思想が大きく動いていたことは、とくに

それによつて、 注意しなければならぬ。 會の側においては、Canon Law にとりいれられ、世俗的には、 ての法學と政治思想・社會思想の基礎となつたのみならず、生きた法として社會に指導的役割を果したのである。 がこのようにヨーロッパ社會において、 結合したために、 マ法はヨーロッパ的とはなつたけれども、またその意味で、國際的文明の法とはなつたけれども、 ローマ法とはちがうものとしての、 ユスティニアヌスの Corpus juris が全ヨーロッパの大學において、研究の對象となり、それはすべ 現實的問題をこえ、それを批判する法の出現を要求する聲が出てきたからである。 ボロニアの法學者によつてはじめられた十一世紀末のローマ法の研究の再興がそれである。 世界的意味をうるようになり、 「純粹な」法としての自然法の思想が、その反動として現われてくる。ロー 現實社會の諸耍求と調和されたのである。ローマ したがつて自然的なるものとなるにしたがつ 現實的問題と深く 法

互的な關係の問題があつたからである。これらの社會哲學上の問題は、その解決のための新しい理論の出現を要求し、 組織の問題、 傳統から自由になり、 新しい自然法理論家に對して、新鮮な研究對象を豐富に與えたからである。この新しい自然法思想は、 ればならぬ。 ぱつに理論しはじめたのである。 また、歴史の歩み自身がこれを要求したのである。十六世紀から十七世紀にわたつて、一方では、國民的國家の新 社會構成の原理としては、 ホップス と自然法思想 その原理の問題があり、 図家を社會契約から理解しようとするホッブス・ロック・ルソの自然法理論は、この關連から、 第二にローマ法の傳統からも自由になり、すでにのべたように、 近代的自然法の思想の社會理論はこのようなローマ法に對する批判から出ているけ ローマ法の契約・組合・委任の思想をうけついでいることは、 他方では國民的教會の新組織の問題、 があり、さらに、また國家と教會との相 人間的理性の見 ことで注意しなけ 第一に教會の から その理 かつ

# 橋 論 叢 第二十三卷 第六時

論的性格を明らかにされる。

Nettelbladt, Kant, Fichte 等をあげることができる。十七・八世紀は自然法思想の最盛期といわれるが、これらの Grotius, Pufendorf, Burlamaqui, Wolff, Vattel, Hobbes, Locke, Spinoza, Rousseau, Heineccius, Thomasius, 偉大な思想家がかつぱつに活動したことを思えば、そういうのは當然である。 十七・八世紀の哲學とも密接な關係をもつたのである。また逆に哲學者もその政治理論や社會理論を展開するに當つ この新自然法思想は理論家たちや教授たちの思辨であつて、アカデミックな性格をもつていた。したがつてそれは この新しい自然法思想の理論を利用したのである。自然法思想家としてこの二世紀に活動したものとしては

研究を目的としていたことに基くもので、それをつうじて、自然法理論とみずからの有機體的團體理論との關係を明 論とに分け、 の研究は貴重なものである。そこでギルケはこの時代の自然法理論を(一)國家の自然法理論(二)團體の自然法理 らかにすることにある。ギルケの理論を認めるかどうかは別として、自然法を研究するものにとつては、ギルケのこ 式とすがたとを研究したのである。すなわち、かれらは(一)國家(二)國家と國家との關係(三)國家以外の他の これらの自然法思想家は、法を發展させるか、あるいは法によつて規制されることのできる人間社會のすべての ギルケが一五○○─一八○○年の自然法理論の研究をしたのは、 細密な研究をしている。 すなわち教會から商業的團體にいたるすべての團體(四)この團體と國家との關係を研究しようとしたのであ 第二のものを(a)國家内部における團體 細い内容に立ちいることが許されていないけれども、このギルケの區分は、自然法がこ (b) 國家をこえる團體 (c) 國家と併合する團體とに分け この時代の自然法思想が今あげた社會の原理的

ップスと自然法思想

理論であつたのではなく、人間の生活の變換を準備する先驅者の役割を果したのである。(タ) 家についてのそれは、近代國家がそこから出發すべきすべての政治的努力を指導するものであつた。それはただ單に 世紀において、かちとりえた研究の成果を示しているということができる。この時代の新自然法思想は、

神の、 ともいえる。イギリス思想の側からも、ドイツ思想が神祕主義的であると批評することができる。(エ) 問題は、これによつて自然法思想と結びつく思想史的要素を求めることにある。これによつてみれば、自然法の概念 ない)精神の實在を確信するドイツ思想から見れば、 る自然法、 ならぬが、自然法思想の思想史的特質を明らかにするために、しばらくトレルチの言葉をきこう。永遠にして神聖な 道徳と法とを包含するところの永遠な、 してくる西ヨーロッパ思想と、他方にロマン主義的であるゲルマン思想とを對立させたことをさしている。一方には、 ほぼ似た意愁の下にと、のべたのは、トレルチが、ヨーロッパの思想を大別して、一方に自然法思想を當然にうみだ これとほぼ似た意愁の下にトレルチは、自然法思想のヨーロッパ思想史における特異な地位を明らかにしようとする。  $\kappa$ は 神の秩序、 個性的な、生きている、 ケが自然法思想を問題としたのは、それとかれのゲルマン的團體理論との對比を明らかにするためであつたが、 人間の平等、 人間の平等、 人類の統一を主張する西ヨーロッパ思想は、歴史の中に自己を實現する個性的な(平等的では たえず新しい肉體化がある。この興味ある對比に深いりすることはあきらめなければ(ロ) 人類の統一の意味における人間性、合理主義、合理主義にもとづく原子論的個人主義 合理的な神によつて定められた秩序があり、 冷酷な合理主義であり、 アトミズムであり、皮相な思想である 他方には、歴史的に創造的な精 しか しかれわ

## 橋 論 叢 第二十三卷 第六时

れるという思想がある。 全宇宙の共通法(Common Law)の觀念があり、さらに神を唯一の支配者とする全人類による單一の世界國家の理 合しているとのべている。自然法思想の基底には人間理性の共通的要素に對する確信があり、(2) の原理は道德のそれと一致する。とのうちには、個人の人格は尊敬せられ、しかも、社會がそれによつて成立させら の諸概念が思想史的に結合せられていることが明らかになる。トレルチは自然法、 現實の歴史はその實現の過程として、それに向つて、進步するという思想がある。この思想においては法 人間性、 進步の諸觀念は密接に結 それに基いて、 全自然

けながら、 統一原理として主權理論を確立せねばならず、第二に、個人の權利すなわち、人間の基本的自由を自然法的にきそづ れた。フランス革命とアメリカの獨立とはこのような自然法思想の上に成立したといゝうるからである。(4) を可能にする理論を樹立しなければならなかつた。それは理論であつたばかりではなく、歴史の現實となつて現らわ 近代的自然法は、個人の權利を神の秩序によつて認められたものとして前提し、それに基いて社會を創造すること このような思想史的立場からみるとき、自然法思想は、まず、社會をそれ自身の統一として把握するために、その 主權と調和させ、さらには、個人の權利をできるだけ主權から解放することを考えなければならなかつた。 (3)

それがとつた思想史的性格、 利用したということ、 なかつたからである。ことにイギリスの自然法思想家は、たとえば、ホッブスとロックとは、その全理論を自然科學 自然法思想はその自然の概念のゆえに、近代的自然哲學または、自然科學とも結合しえたのであるが、十七世紀に のゆえにも自然科學と結合したのである。十七世紀の哲學者は近代自然科學と結合せざるをえ すなわち、哲學者が政治理論をたてるときに自然法思想をみずからの理論の基底として

然法から追放される。また逆に神の支配を最後のものとして許せば、論理的には近代的自然法はその真の意味を失う 論となりえたのであるが、との方向をすすめて、人間を完全に近代的自然として割りきつてしまえば、 そのときには、永遠にして神聖なる法としての自然法は成立しなくなる。自然法思想は神によつて支えられていたと とおりである。 相互的交渉の中にあるものとして、把握される。ここから人間の快樂主義的見方がでてくる。 可分離的に結合する。人間は、のちに分析するように物質的に、すなわち、物質によつて構成され、かつ、 の上にたてている。すくなくともかれらの場合には自然科學的唯物論はその人間論をつうじて、その自然法思想と不 はずである。 はいえ、自然と理性との兩概念が、歴史的に近代化され、また人間化されることによつて、よく近代社會の新しい理 エピキュロス的快樂主義と結合したことは、一つのとかれるべき問題である。ストア哲學に見いだされる神の秩序を 面に出せば、 コロス的であるが、倫理學的立場ではそれとは對立する禁欲主義的なストア哲學によつて育てられた自然法思想が、 また逆に、 現世の生活は無意味になる。このことはアダム・スミスが道德的諸感情の理論でくわしくのべている ホッブスやロックの唯物論的要素を前面におしだせば、自然科學的自然法は成立するが、 かれらの人間論はエピ 神の概念は自 物質との

と國家との兩立、來世と現世との兩立を意味している。これはまた、理性と信仰との兩立をも意味している。カント ことは、二つの世界を、それぞれ別なものとして成立させるほかに途はなかつた。このことは社會思想としては教會 主權の概念の中へいれようとしているとさえ解釋できる。超越的秩序と人間的秩序とを論理的に矛盾なく調和させる しかし、ホッブスもロックもあきらかに、神を肯定している。ホッブスはそれどころではなく、神の支配の概念を

# 一橋 論 叢 第二十三卷 第六時

の二世界主義も同じ思想にぞくするといいうる。

近代的自然法はこのような矛盾をそのうちに含みながら、

なお唯物論と結合するのである。

## ホッブスの自然法<br /> 思想

3

然法の概念から明確に區別し、この區別に基いてその體系をたてているから、 想からいえば、當然自然法思想の內容を構成すべき他の概念すなわち、自然權の概念、自然狀態の概念を、 スを論ずる場合にはとくに必要である。なぜならば、ホッブスは自然法の概念を特定のものとして使用し、 る正しい地位はなんであるかということとが明確に區別されてとりあつかわれなければならない。この區別はホッブ ホッブスの自然法思想を論ずるときには、まず、ホッブス自身が、自然法をどのように考えていたかということと、(G) か れの自然法思想は充分に明らかにされることができないからである。 自然法に對するかれの思想だけではなく、それを含みながら、その全思想體系が自然法思想史の中で占めう かれの自然法に對する思想からだけで 自然法思 か れの自

ければならない。さらにその上で、 念はともに、 すなわち、問題は二つである。自然法と自然權とである。この二つの槪念はホッブスにおいては、一方が義務であ との奇妙な概念構成はどこからでたか。自然法思想史からいえば、個人の權利の尊重はあきらかにその基本的概念 他方が自由であると規定されて、まつたぐ別なものにされるけれども、自然法思想史からみれば、この二つの概 自然法的概念である。 かれの全體系の自然法思想史における地位が考えられなければならぬ。 したがつてかれの自然法思想を論ずるときにはこれらを包含してとりあつかわな

ホップスと自然法思想

聖なる秩序が人間の秩序として理解されるようになることを意味していたが、ホッブスでは、それは人間をこのよう であつた。ホッブスはもちろんその線で考えている。しかしかれは、まず個人をまつたく社會とは無媒介に、自然人 見のがすものである。 權が、それの論理的歸結である自然狀態とともに、抽象的であるといつて、多くの學者に非難されたのは、社會學的 が、人間の自然的把握をつうじて、自然法は自然科學と結合したのである。自然權の概念はまさにそれである。自然 で論ずるべきではない。そこにはあまりにも多くの論ずべきものがある。しかし、問題は殘つていないわけではない に自然として割りきることを意味したのである。人間が自然概念によつて割りきれうるものかどうかについてはここ え、それよりもむしろ、近代的自然科學の自然における人間の把握を意味する。自然法思想が近代化されることは神 合しうるものである。しかし、人間の自然的把握は、もちろん、「自然」を神につうずるものとして考えうるとはい 結合しうるし、 法である。自然權は人間の自然的把握である。自然法は人間の理性的把握である。理性的把握はもちろん近代理性と 自然權の思想であり、社會的把握(ここではまだ市民的社會の概念がでていない。それは社會契約のあとで成立する)が自然 として考え、その上で、つぎに、社會的に他の個人とかんれんするものと考えたのである。この個人の抽象的把握が には當然と思われるが、ホッブスを非難するものは、この概念をつうじて、自然法思想が自然科學と結合したことを かれの場合にはあきらかにそうであつたけれども、 なお他面において、もつともよく神の秩序とも結

人格の尊重の思想にあらわれるように、 自然法思想の傳統において、自然は、一方において神に連る規範的意味と、 存在論的意味とをもつていたが、どちらかといえば、むしろ規範的意味の 他方において、肉體を媒介とする個人

## 橋 論 叢 第二十三卷 第六時

自由、 權利として承認されることが要求されるのである。自然が權利である。規範が自然から獨立しているのではなく、 然が規範である。 方が優つていたようである。 「すなわち權利であるが、ここにあきらかなように、そこでは、自己保存という自然的事實が、そのまゝ基本的 しかし、自然權はそうではない。 自然權の內容は自己保存のために、 すべてをなしうる

であるといわれ、 近する欲望と對象からはなれようとする嫌惡との二つの相反する運動として規定される。 意志的行爲はすべて、外部からの作用に對する心臟の生命的運動の反作用として規定される。 從つて、空間を占める物質の運動の體系として把握され、人間ももちろんその體系の一部として理解される。 るけれども、 ことについては、 めのあらゆる手段を、 る生命的運動の一つの方向が、なにが善であるかを決定するのである。 いつたのは、まさにこのことをさしている。 まず、それは個人的な快樂を意味するにほかならない。ホッブスの理論がエピキュロスの倫論學に結びつくとまえに のように考えられる。 自己保存は、しかし、日常的概念ではなかつた。ホッブスにとつては世界は、 もつとも後期の、 Elements of Law, De cive, Leviathan の三つの著作においてそれぞれちがつたニュアンスがあ 嫌惡の對象となるものは惡であるといわれる。 自然法思想の中心思想の一つである個人の權利は、 自己の判斷によつて、決定し、實行する自由が自然權である。それが自然權であるとよばれる したがつて、もつとも熟した思想を示すものと考えられるリヴァイアサンによれば上 人間をこえる規範としての善が行爲を支配するのではなく、自然的であ 善はいかなる意味でも、 生命の維持は自己保存である。 ホッブスにおいては、 合理主義的に、 欲望の對象となるものは善 いわゆる精神的要素をふく この反作用は對象に接 ガリレオの物理 このように、 自己保存のた

-

ホッブスと自然法思想

唯物論に結合して形成される。自然法思想は近代的自然によつて基礎づけられる。

より適切であろう。それは倫理的な要素を含んではいない。 事實である。 は 自然法思想の中心概念の他の一つである平等も同じように自然的に形成される。すなわちホッブスによれば、 「その自然的能力からみられるときには、けつきよくは平等であるとされる。平等は道德的要求ではなく、 自然的事實というのはほんとうは適當ではない。 人間の自然的能力からの論理的歸結であるという方が

なる。 なもので、現實の秩序をもつた社會を意味していない。 的個人の立場と、他人に媒介された社會の中の個人の立場との關係に等しい。しかし、この場合の社會はまだ論理 の原理を教えるものとして、自然法が登場してくるのである。自然權と自然法との關係は、他人に媒介されない抽象 態である。自然狀態は必然的に「すべての人のすべての人に對する戰爭狀態」となる。そこでは自己保存は不可能と 自然的にみて、平等なる人間が、平等なる自己保存の權利を、他人に無媒介に行使する狀態が、ホッブスの自然狀 したがつて、自己保存のために人間は、それが可能であるような組織を創造しなければならない。そこで平和

考えられ、 的を完全に實現せよという理性の命令であると規定される。この意味からみれば、社會に媒介された自然權というこ とができる。 ホッブスの自然法は、その定義から考えて、二つの側面をもつている。一方では前にのべたように、 自然科學的自然からの歸結として合理的に理解されうる。 この意味の自然法を理論の前面へ出せば、自然法は自然權の實現の規則、 または、自然權の自己發展と 自己保存の目

かし、 他方では、自然法は、 神の永遠の法であるといわれ、その意味では、ストア的世界觀につらなるものとな

二つの群を含み、 B る。 困難な問題の一つがひそんでいる。 すなわち、新しいものから論理的にひきだしえない要素とが共在しているのである。ここにホッブス解釋のもつとも 自然權から理解しうる新しい理論の要素と、 析をしなければ明らかにしえないが、自然權には、きわめて近代的な、 その中には、 そればかりではなく、自然法の内容の展開からみれば、リヴァイアサンでかれが明示するところのものからみて キリスト教的倫理と、契約・裁判などのように、 かならずしも、 自然權の概念からの論理的歸結としては理解できぬものが含まれている。精密な分 ストア哲學・キリスト教・ロー ローマ法の自然法思想となつたところのものとの 新しい理論が生きているのに、 マ法などの傳統的な自然法思想の要素、 自然法には、

德的諸感情にかんする第三群との三群に分けられる。 法の體系は、その基本的性格を規定する第一群と、 の十九の自然法をあげえたのかは、明らかでない。 である。リヴァイアサン第十四、十五章で、かれは十九の自然法をあげている。どのような資料に基いて、 は他の面のことを考えてみよう。それを明らかにすることによつて、自然法に對する、かれの思想が明瞭になるから うる。自己保存の權利が自然權であるからこのような解釋をとれば、ホッブス自然法の體系は**、** がここで確立されている。 感情的面から(第三群)との二面から論じたもので ある。自己保存を中心原理とする市民社會の道德哲學の原理 ッブスの自然法の二つの面のうち、自然權にかんする面は自然權の問題として考えることができるから、 それはロックやスミスの道德哲學に筋をひくイギリス道德哲學の原理を示しているといっ 正義にかんする第二群と、平和への諸感情すなわちキリスト しかし、この十九の自然法を内容にしたがつて分類すると、 これらは質は、市民社會の原理を、 論理的側面から(第一、二群) かならずしもその自 か n 自然

ev ev

あつて、その點ではやはり問題は殘される。 然權の思想とは矛盾しないようにも見える。 と考えているのみならず、自然法と聖書の章句とが完全に、それぞれ對應することを證明しようとさえしているので しかし、ホッブスはこれらの自然法がすべて神によつて與えられたもの

すれば、 解されねばならない。 0 て、 うじて神とも結合していたと結論することができる。このことは別ないゝ方をすれば、自然法思想はホッブスにおい ホッブスの自然法思想において、自然權と自然法とが、ともにその内に含まれると解釋されるべきであるが、 もつとも新しい形態をとつたことを意味する。 他の自然法思想家のそれに對する、獨特の性格である。 ホッブスにおいて、自然法思想は、一方では、自然科學と結合しながら、他方では、 自然權から自然法を演繹しようとすることが、 かれの自然法思想はこのように、自然權を中心として理 傳統的自然法思想をつ かれの自然法思想 ・そう

るかがつぎの問題となる。それをかんたんにのべてみよう。 スの自然權の思想において、完全にして合理的な形式を見いだした。この自然權から、市民社會をいかにして形成す 自然權は個人の完全な自由を意味している。近代的自然法思想の一つの課題であつた、 個人の基本的權利はホッブ

人または集會に與えるべきかを、 リヴァイアサンの思想にしたがえば、 すなわち、全員の人格を代表する權利を 全員の同意により、各人が各人との契約によつて定めたときに國家は設立される。 國家はつぎのように形成される。 (すなわちかれらの代表者となる權利を)、 「一つの國家はつぎのときに設立されたと 多數決によつていかなる個

ホップスと自然法思想

## 橋 論 叢 第二十三卷 第六章

から防衞されることにある。」 こうしてできた國家はヨブ記になぞらえてリヴァイアサンと名づけられる。この文章(16) ものであるのと同じようにこれを承認しなければならぬ。 各人は贊成したものも贊成しなかつたものも同じように、この個人または集會のすべての行爲と判斷がかれら自身の をわれわれに必要であるように分析すると、つぎのようになる。 この目的はそれによつてかれら自身が平和に生活し、

に、國家は人間によつて設立される。。國家設立のときには全體の人間が集合する。このとき人間は平等である。

テニェスはこれを國家設立の原集會とよんでいる。 だれが主權者であるべきかを、各人と各人との契約によつて定める。主權が個人に與えられる場合と、

人または全體に與えられるとを問わず、すべてこの形式で定められる。

て、多數者は正當に少數者に實力を加えることができる。 第三に、主權の決定は多數決による。少數者がそれにしたがわないことは自由であるがその場合は自然權が發動し

らおせば、ないといわざるを得ない。すべての人の單一の契約だけによつて國家が一きよにできあがるとする思想は、 とのあいだに行われるものではない。服從契約がホッブスにあつたかどうかについて異論があるけれども、十八章か ホッブスの特異な思想である。 第四に、 このいわゆる社會契約は各人と各人とのあいだに行われるのであつて、いかなる意味でも、主權者と人民 しかしこのことによつて、人民の人格は否定される結果になつた。

なわち國家は單一の人格をもち、それは主權者によつて擔かれる。主權者の意志と行爲とはそのまゝ全集團の意志と 主權者は、各人と各人との契約內容が示すように、この集團の人格(Person)を代表することになる。 す

Ç 4 A

の點にかんする近代的自然法思想はホッブスによつてその最後的な論理的結論に到達したといわれる。 て把握されたのは、まつたくホッブスによつてであつて、このことはギルケによつて、もつとも高く評價される。こ のまゝでは絕對君主政治の主張ではなく、貴族政治にも民主政治にもあてはまることである。國家が一つの人格とし 行爲である。集團の成員の意志は完全に主權者に吸收される。ここに主權の絕對性が確立される。もちろんこれはそ

國家設立にあたつては、それはまつたく民主的原理によることがホッブスによつて明らかに主張されるけれども、 家が成立すると同時に、いかなる意味でも人民の主權は否定される。 第六に、近代的自然法思想では、主權にかんして二つの立場すなわち、支配者の主權と人民の主權とがあつたが、

な場合には國家から離脱することができる。 持している。したがつて、自然狀態に歸る意志のあるものは、たとえば、自己保存が國家の中でおびやかされるよう 第七に、人民(People)としてはなんらの權利も與えられないけれども、各人は自然權をなおそのうちにつねに保

場合に、論理を明らかにしようとしたというのは、たんなる抽象的論理を明らかにしようとしたというのではない。 って、その一つの方向の結論を出したといわざるをえない。 心理的な要素は十分に考えられている。 國家を設立しようとする人間の動機が、その相互的恐怖にあるとするのをみれば、そのことは明らかである。 ていない。かれは國家成立の論理を明らかにしようとしたといえる。その論理的前提は自然權の概念であつた。この 上の分析が示すように、 かれの図家理論は純粹に合理主義的であつて、國家の歷史的形成の問題にはすこしもふれ 人間は自然として考えられている。 したがつて、自然法思想の論理にしたが 人間の

**4**99

## 橋 論 叢 第二十三卷 第六點

の思想をのべてこの稿をおわろうと思う。 さきに自然法思想の歴史的發展をのべたときに、なお教會の問題があることにふれておいた。それについてのか

つて、 るのである。神の國と人間の國とをそれぞれ成立させながら、二つの國が時間に距つていることを前提することによ いてすら最後的な決定權をもつことを强調する。教會そのものについては、普遍的教會が存在しえないことを結論す とを結論する。 以後世界の支配者であることを完全に承認しながら、審判の日がまだきていないことから、 だ市民的社會(國家)が成立しておらず、ただキリストの信仰のみが支配的であることを論じ、キリストが審判の日 その成立がまず神とアブラハムとの契約にもとづいていることを詳細に論じたあとで、ホッブスは新約の世界にはま ホッブスにとつては國家のみが正しい人間的團體である。聖書によつて、舊約の世界が實は市民的社會であつて、 \*\*たたんに宗教的に把握していたかを決定するのに十分な材料をわれわれは用意していない。 その兩立を矛盾なきものとしようとしている。かれがこの二つの國の時間的距りを自然科學的に把握していた この結論にしたがつて、現世の秩序としては、國家が敎會の上に立ち、 國家は宗教の内容的論爭につ 神の國が未來的であると

移譲すなわち契約をつうじて、平等な人間を基礎とした市民社會すなわち図家が創設され、 自由を意味している。個人の完全なる自由が相互的には矛盾することから、自然權の調和のための、 の人格をうるようになる。個人による國家の創設はこのように語られる。 ッブスの自然法思想の構想は上のようである。それは自然權の思想を原理としている。自然權は個人の完全なる それは主權をつうじて單 自然權の相互的

することを可能にする理由である。 間の思想に直接に結合される。自然法は自然科學と結合する。これは自然法思想史、 であつたにもかかわらず、神の槪念がなお残留していたことは、自然法思想の定型的系列の中に、 ることはホッブスにとつては否定することのできぬものであつた。かれの自然概念がこのようにまつたく新しいもの のかがやかしき功績である。 される。 自然法思想に一貫して現らわれる自然概念は、つねにやゝ明確をかいていたが、ここでは自然權として明確に規定 しかも、自然權は自己保存として、人間的自然の保存を意味し、物質的人間の思想すなわち、自然科學的人 自然はこの意味では神の思想から分離される。しかし人間的秩序のかなたに神が存在す したがつて思想史におけるかれ かれの思想を分類

批判をする理論にとどまるものならばともかく、國家創設の原理を提供する理論の性格をえてきたこの段階では、 的現實に媒介される方法をかいていることである。これは一般に自然法思想に共通な點であるが、自然法が實定法 學派と自然法學派との思想上の對立があることだけをここではのべることにする。 よつてのみなしとげられるものであろう。 大な缺陷であるといわざるをえない。それは自然法思想の、あるいは、自然法思想からの、いま一段の飛躍的前進に 械的なものであつて、なお有機體的生命をもたないことである。これはギルケによつて指摘された。ここには歴史法 れの國家理論についていうべきことがなお二つ磋つている。第一は、國家は單一人格をもつけれども、それは機 第二は、ホッブスの理論は、

——一九四九。五。二八——

ーコンの Novum organum の思想はこれを明らかにしている。なお、ホップスやロックにもおなじ傾向がある。 ップスと自然法思想

## 福 論 第一十三卷 第六日

- ァカの序説のページを、アラビア敷字はギルケのテキストのページを示す。 xli. なおこのギルケの「自然法と社會の理論」は豐富な資料と正確な記述とによつて、自然法を研究するものにとつて、もつ とも貴重な書物の一つである。バァカの序説も同じように貴重であつて、敎えられるところがきわめて多い。ローマ數字はパ O. Gierke, Natural Law and the Theory of Society 1500 to 1800, tr. by E. Barker, London, 1934. Vol.
- Gierke, op. cit. p. xxxv.
- Gierke, op. cit. p. xxxvif.
- Gierke, op. cit. p. xxxvii.

Gierke, op. cit. p. xxxiii.

- Gierke, op. cit. p. xxxix
- Gierke, op. cit. p. xlii.

8 7 6 5

Hobbes, 1925 S. 240f. をみよ。 スの社會契約を Mandat によつて解釋しようとする學者としてはテニェスをあげることができる。 F. Tönnies, Thomas なお、組合についてはホップスのリヴァイアサン第十六章を、委任については、第十七章と第十八章とを参照せよ。ホップ

また、拙著イギリス社會哲學の成立三五四ページ以下を参照せよ。

Gierke, op. cit. p. 35.

10 9

ral Law. p. 204

Troeltsch, The Ideas of Natural Law and Humanity, 1922. tr. by E. Barker. An appendice to Gierke's Natu-

- 1 Troeltsch, op. cit. p. 204
- 1 Troeltsch, op. cit. p. 205

is a

ホップスと自然法思想

Troeltsch, op. cit. p. 207

13

- 4 Gierke, op. cit. p. xlvii.
- 15 昭和二十四年)には豐富な文獻があげられている。 ホップスの文獻目錄としてはルピエンスキーのものがすぐれた内容をもつている。水田洋譯リヴァイアサン(日本評論社、
- さないことにした。 The English Works of Thomas Hobbes of Malmesbury, 1939-45, Vol. E, p. 159. とのリヴァイアサン第十八章 以下のホップスの分析については詳しくは、前掲拙著を見よ。ここではやむをえないもののほかは、 引用の場所を示

の最初のパラグラフはかれの國家契約についての最終的な、したがつて、もつとも完全な表現である。

テニェスはこのパラグ

フをきわめて高く評價している。ここにはホップスのあらゆる方面からの十分な用意がみられる。

16

- Gierke, op. cit. p. 44, p. 52.
- Gierke, op. cit. p. xlviii; Troeltsch, op. cit. p. 207.

18

19 Gierke, op. cit. p. 52.

## (四十五頁からつづき)

Feuerbach は、創造説は人間が實踐的に自然を自己の意志と欲求に服從させる立場からのみ 生ずる と言つて いる。 Wesen des Christentums, Sämmtliche Werke, 1883, Leipzig, Bd. 7, S. 171) ただカルヴァンには、ロック のよ うに、神がまた人間所有の權利主體であると言う意識はなかつ たよ うに 思 われる。 -Das